

- 国土交通省が、令和6年2月28日に令和6年度土木工事標準積算基準の改定について発表したところ。
- 国土交通省の基準改定に伴い、本県においても、下記のとおり改定を行う。

①令和6年4月1日に改定する基準

1) 復興係数・復興歩掛

- ・復興係数について継続する。（R6係数：共通仮設費1.5 現場管理費1.2）
- ・復興歩掛（土工）について廃止する。
- ・機械損料の被災地補正について廃止する。

2) 現場管理費の見直し

- ・時間外労働規制適用を踏まえ、現場管理費率のかさ上げを行う。
（例）河川工事の場合、直工1億円の工事で現場管理費が約1百万円の増（1%増）

3) 地質調査業務の諸経費率の見直し

- ・業務実態を踏まえ、諸経費率のかさ上げを行う。
（例）予定価格3千万円の業務で約4百万円の増（14%増）

※上記1)～3)の改定内容について、積算システムの改修を行っているが改修完了は5月になるため、4月起工分については旧基準で積算し、契約後に新基準を用いて再積算を行い変更契約を行う。

②令和6年10月1日に改定する基準

1) 週休2日補正係数の改定

- ・工期全体を通しての週休2日達成に対する補正に加え、毎月単位での週休2日達成に対する補正係数を新設する。

2) その他歩掛の改定等

- ・国や県が行った実態調査を踏まえた歩掛の改定を行う。
（例）新規制定6工種（舗装版削孔工など）、改定22工種（土工など）